

国立都市計画青柳・石田地区地区計画

当初決定	平成11年 2月10日	(国立市告示第 11号)	
変更	平成11年11月 1日	(国立市告示第 121号)	平成10年11月1日施行風営法改正
変更	平成28年12月16日	(国立市告示第 354号)	法改正に伴う用途制限の表記変更
変更	平成30年 4月 1日	(国立市告示第 64号)	法改正に伴う用途制限の表記変更

国立都市計画地区計画の変更 [国立市決定]

都市計画青柳・石田地区地区計画を次のように変更する。

名 称	青柳・石田地区地区計画	
位 置	国立市青柳一丁目及び三丁目地内	
面 積	約10.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地が整備された地区において、生活と生産の場が良好な都市区間の中で一体化したまちづくりを推進するとともに、住環境の形成と事業効果の維持推進を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	住宅と工業、商業、業務施設が共存するとともに調和した市街地の形成を図るため、環境悪化の恐れがある用途を制限し、計画的なまちづくりを推進する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備された区画道路、公園及び緑地等の機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅と工業、業務系施設複合する地区を誘導していくため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	位置	国立市青柳一丁目及び三丁目地内
	面積	約10.4ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ぬ)項第3号から第4号に掲げる建築物 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号に該当する営業に係るもの。
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.75m以上としなければならない。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等及び屋外広告物の色彩は、周辺環境に配慮した色調とする。
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくは、生け垣とする。ただし、都市計画道路に面する部分はこの限りではない。	

は都知事協議事項

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分並びに地区施設の配置は計画図表示のとおり。」
理由：建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。

変更概要

青柳・石田第一地区地区計画					
事項		旧	新	摘要	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	(1)建築基準法別表第二(リ)項第3号から第4号に掲げる建築物	(1)建築基準法別表第二(ぬ)項第3号から第4号に掲げる建築物	法の改正施行に伴い、その整合を図るため。
備考		理由:風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、地区計画を変更する。	理由:建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。		

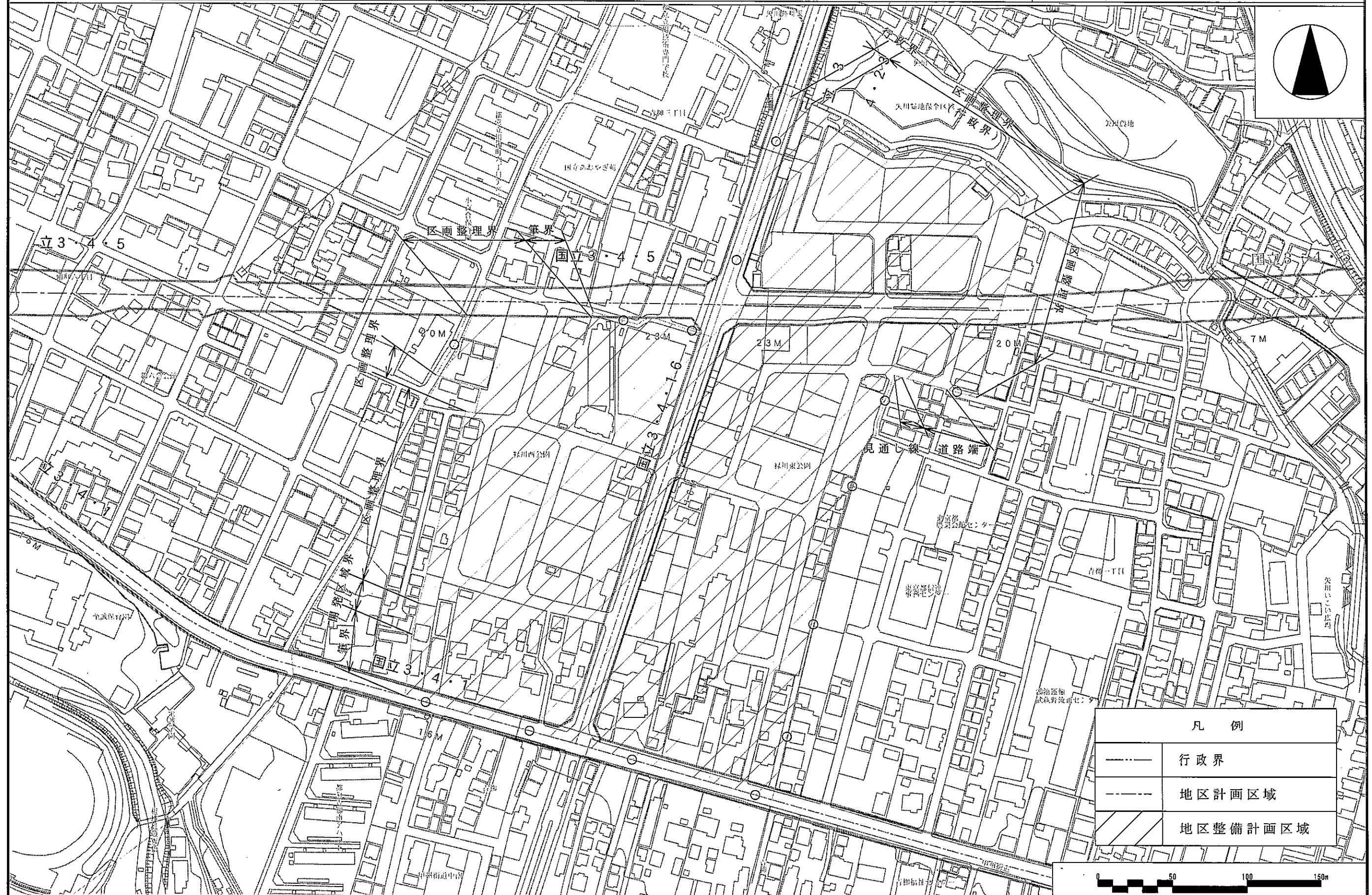
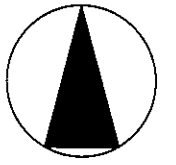
国立都市計画地区計画

青柳・石田地区計画

計画図

【国立市決定】

縮尺：1 / 2,500



凡 例	
	行政区界
	地区計画区域
	地区整備計画区域

